

監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

なお、監査委員大下正起は復興総室及び企画部の過年度の事務に係る監査について、監査委員福永高美は議会事務局の監査について、それぞれ同法第199条の2の規定により除斥しました。

監査の対象

復興総室，総務部，企画部，財務部，市民部，議会事務局，選挙管理委員会事務局，固定資産評価審査委員会

令和5年2月21日

呉市監査委員

大	下	正	起
沖	本	恭	治
福	永	高	美

復興総室監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の期間

令和4年10月3日から同年12月26日まで

3 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

7 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

購入した物品の納品書に、物品検査員の検印及び物品出納員の受領印が押印されていなかった。

については、「納入物品の検査に係る事務手続の変更について（会計課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

総務部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

人事課

3 監査の期間

令和4年10月3日から同年12月26日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

- (1) 週休日の振替を行った場合に、職員が振替日に勤務していないことを確認するため、時間外勤務命令簿に職員及び所属長の事後確認印を押印することとなっているにもかかわらず、当該押印がされていなかった。

については、「週休日の振替及び代休日の指定の事後確認について（人事課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

- (2) 購入した物品の納品書に、物品検査員の検印及び物品出納員の受領印が押印されていなかった。

については、「納入物品の検査に係る事務手続の変更について（会計課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

企 画 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

企画課

3 監査の期間

令和4年10月3日から同年12月26日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 旅費支給に係る行程明細書に、出発時刻等を鉛筆で記載していた。

公文書の作成に、容易に改ざんできる筆記用具を使用することは適當ではない。

については、適正な事務処理をされたい。

(2) 購入した物品の納品書に、物品検査員の検印及び物品出納員の受領印が押印されていなかった。

また、物品の購入に当たり、納品書を徴していないものがあった。

については、「納入物品の検査に係る事務手続の変更について（会計課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

(3) 出版物の購入者に、「金額」欄が空白の領収証書を交付していた。

については、「公金窓口収納の手引（出納員・分任出納員編）（会計課作成）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

財 務 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

収納課

3 監査の期間

令和4年10月3日から同年12月26日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

「固定資産税評価に係る不動産鑑定評価業務」において、改定前の不動産鑑定報酬基準額を用いて設計書を作成し、これに基づき予定価格を設定していた。

については、適正な契約事務をされたい。

市 民 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

地域協働課，音戸市民センター，倉橋市民センター，蒲刈市民センター，安浦市民センター，豊浜市民センター，豊市民センター

3 監査の期間

令和4年10月3日から同年12月26日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般

(7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

音戸市民センター、倉橋市民センター及び豊浜市民センターについて、事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

なお、地域協働課、蒲刈市民センター、安浦市民センター及び豊市民センターについて、是正、改善又は検討を求める事項は次のとおりである。

(1) 地域協働課

二川まちづくりセンターにおいて、所要の手続を経ることなく、本庁等への交通手段として、私有車両を使用していた。

職員の私有車両の公務使用に当たっては、使用条件等を定めた規程を整備し、使用申請及び承認に係る手続を経た上で使用されたい。

(2) 蒲刈市民センター

行政財産の使用許可について、次の事例があった。

ア 前回の定期監査の結果に基づき口頭指導していたにもかかわらず、行政財産目的外使用許可書への公印の押印に当たり、公印管理者又は公印取扱責任者による押印文書と決裁済文書との照合を得ていなかった。

については、公印規則の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 起案文書における伺いについての箇所を鉛筆で記載していた。

公文書の作成に、容易に改ざンできる筆記用具を使用することは適当ではない。

については、適正な事務処理をされたい。

(3) 安浦市民センター

ア 安浦体育館について、スポーツ施設条例施行規則に定められた使用可能時間を超えた使用許可を恒常的に行っていた。

については、適正な事務処理をされたい。

イ まちづくりセンターの所管に属する備品のうち、所在が確認できないものがあった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

(4) 豊市民センター

市民税に係る収納金整理簿について、次の事例があった。

ア 収納があったにもかかわらず、収納金整理簿に記載していなかった。

イ 収納金整理簿に誤った収納金額を記載していた。

については、適正な事務処理をされたい。

議 会 事 務 局 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の期間

令和4年10月3日から同年12月26日まで

3 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

選挙管理委員会事務局監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の期間

令和4年10月3日から同年12月26日まで

3 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

固定資産評価審査委員会監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の期間

令和4年10月3日から同年12月26日まで

3 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。